## 公害防止組織に関する法律 特定工場

【水質Ⅱ】I 以外の工場で1日排出量1000m3以上

特定施設番号は水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号です。

		【水質Ⅱ】I 以外の工場で1日排出量1000m3以上	特定施設番号は水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号です。
	特定 施設 番号		特定施設
1		  畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	┃ ┃イ 豚房施設(豚房の総面積が50m2未満の事業場に係るものを除く。)
'	1-2	田圧成本へはノービハ末の川に成りの地区にのフミスに利けるでの	口 牛房施設(牛房の総面積が200m2未満の事業場に係るものを除く。)
			ハ 馬房施設(年房の総面積が500m2未満の事業場に係るものを除く。)
2	2	L  畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設
	_	田庄東竹開衣足木ツ川に広りで肥成し切って、人に飼けるもり	口 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
			ハ湯煮施設
3	3	  水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	/ / 湯魚施設   イ 水産動物原料処理施設
١	J	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	口洗净施設
			八 脱水施設
			二 ろ過施設
			・ う 過 他 設
4	4	  野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げる	
4	4	当が未来は未来を原料とする床件良料の表色末の用に戻する心故であって、次に何ける	口洗净施設
			ハ 圧搾施設
			二湯煮施設
5	5	L みそ、しよう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供	一
0	3	する施設であつて、次に掲げるもの	口洗净施設
			ハ 湯煮施設 二 濃縮施設
			<ul><li>ホ 精製施設</li><li>へ ろ過施設</li></ul>
_	•	小主料料は巻の中に供えては各体記	~ つ週ル政
6		小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	
7	7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロッパ海体部(海洋体部を含まい)
			口 洗浄施設(流送施設を含む。)
			ハ ろ過施設
			二 分離施設
<u> </u>	_		木 精製施設
8	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
9	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	A STANISH SECTION
10	10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設
			口 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
			// 搾汁施設
			二 ろ過施設
			木 湯煮施設
			へ 蒸留施設
11	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設
			口 洗浄施設
			ハ 圧搾施設
			二 真空濃縮施設
			木 水洗式脱臭施設
12	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	<b>イ 原料処理施設</b>
			口 洗浄施設
			ハ 圧搾施設
			二 分離施設
13	13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設
			ロ 洗浄施設
			ハ 分離施設
14	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設
			口 洗浄施設(流送施設を含む。)
			ハ 分離施設
			二 渋だめ及びこれに類する施設
15	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	<b>イ 原料処理施設</b>
			ロ ろ過施設
			ハ 精製施設
16		麺類製造業の用に供する湯煮施設	
17		豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
18		インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	A CENTRAL PROPERTY OF THE PROP
19	18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設
			口 湯煮施設
			ハ 洗浄施設
20	18-3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	<ul><li>イ 水洗式脱臭施設</li></ul>
			口 洗浄施設
21	20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 洗毛施設
			口 洗化炭施設
22	21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 湿式紡糸施設
			ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
			八 原料回収施設
		一般製材業又は木材チツプ製造業の用に供する湿式バーカー	
24		合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	
25	21-4	パーテイクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 湿式バーカー
			口 接着機洗浄施設
26	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設
			ロ 湿式バーカー
			八砕木機
			二 蒸解施設
			木 蒸解廃液濃縮施設
			ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
			ト 漂白施設
			チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
			リ セロハン製膜施設
			ヌ 湿式繊維板成型施設
	<u></u>		ル 廃ガス洗浄施設
27	30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつ	イ 原料処理施設
		て、次に掲げるもの	口 蒸留施設
			ハ遠心分離機
			二 ろ過施設
28	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 廃酸分離施設
-			ロ 廃ガス洗浄施設
			ハ湿式集じん施設
		•	

29	38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料精製施設
			口 塩析施設
30		脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	
31	42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設
			ロ 石灰づけ施設
			ハ 洗浄施設
32	44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 原料処理施設
			口 脱水施設
33	45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	
34		農薬製造業の用に供する混合施設	
35		自動車用タイヤ若しくは自動車用チユーブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム	
		製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供	
		する直接加硫施設	
36	51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバ	
		ンド製造業の用に供するラテツクス成形型洗浄施設	
37	52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 洗浄施設
			ロ 石灰づけ施設
			ハ タンニンづけ施設
			ニ クロム浴施設
			木 染色施設
38	54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 抄造施設
			口 成型機
			ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
39	55	生コンクリート製造業の用に供するバツチヤープラント	
40	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
41	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
42	59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 水洗式破砕施設
			口 水洗式分別施設
43	64-2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用	
			ロ ろ過施設
		う。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、	
		浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未	
		満の事業場に係るものを除く。)	